⑶　連結される子会社及び子法人等の当中間連結会計期間等に関する事項

特例企業会計基準等適用法人等にあっては、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、中間連結財務諸表の作成方針として記載すべき事項を記載することができる。この場合において、この様式中の中間連結財務諸表（注記を含む。）に記載すべき事項の記載は、当該企業会計の基準により記載すれば足りる。

2　中間連結貸借対照表

年度中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純　資　産　の　部） ［略］	
		退職給付に係る調整累計額 在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	
		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純　資　産　の　部） ［略］	
		退職給付に係る調整累計額 在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	
		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１～７　略］

3　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）中間連結損益計算書

及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

［⑴・⑵　略］

⑶　連結される子会社及び子法人等の当中間連結会計期間等に関する事項

2　中間連結貸借対照表

年度中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純　資　産　の　部） ［同左］	
		退職給付に係る調整累計額	
		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純　資　産　の　部） ［同左］	
		退職給付に係る調整累計額	
		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１～７　同左］

3　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）中間連結損益計算書

及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

［⑴・⑵　同左］